



いたびつ
板櫃 <校訓>
真理の探究
自主躍進

令和5年10月4日(水)発行
校長 栗原博巳
北九州市小倉北区白萩町8番1号
HP: www.kita9.ed.jp/itabitsu-j/

<学校教育目標>
自立・共生～自立心にあふれ、他を思いやる心をもった生徒の育成～
<目指す生徒像>
①「時を守り、場を清め、礼を正す」生徒(凡事徹底)
② 自ら考え、正しく判断し、進んで学習や諸活動に取り組む生徒(自立)
③ 思いやりの心を持ち、協力し合って集団生活の向上に努める生徒(共生)
④ 与えられた仕事に対し、役割を果たすことのできる生徒(責任)

令和5年度 第1回 学校運営協議会

令和5年度 北九州市立板櫃中学校 学校運営協議会委員

お名前	役職
内田 具亨 様	北九州市立板櫃中学校 PTA 会長
村上 嗣英 様	到津校区まちづくり協議会会長
柏木 作 様	井堀校区まちづくり協議会会長
後藤 昭二 様(委員長)	中井校区まちづくり協議会会長
廣木 直利 様	中井校区北小倉まちづくり協議会会長
栗原 博巳	北九州市立板櫃中学校校長



9月29日(金)に板櫃中学校区第1回学校運営協議会が開かれました。教育委員会が制定する規則に基づいて、「学校運営協議会」を設置した学校をコミュニティ・スクールといいます。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

法律(地教行法第47条の5)に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ② 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる



の3つがあります。(※北九州市型のコミュニティスクールには③は実施していません)

学校運営協議会委員は、教育委員会から任命された保護者や地域の方々、地域学校協働活動推進員等と校長から構成されます。

学校運営に保護者や地域の皆さんも参画してもらい、学校と地域がパートナーとなって、地域の子どもたちを育てていくことを通して、学校づくり、地域づくりを進めていくのがコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)です。

子どもたちを取り巻く環境や学校の抱える課題が複雑化・困難化している中で、その課題を解決し、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、地域と学校とが連携・協働していくことが

必要になってきます。コミュニティ・スクールは、その有効な手だての一つといわれています。

第1回学校運営協議会は、初めに私が代表してあいさつを述べ、小林教頭先生が学校運営協議会委員の皆様を紹介しました。

次に授業を参観しました。どの学級も熱心に授業に参加していて、委員の方々から「落ち着いていますね」とお褒めの言葉をいただきました。廊下の掲示物の前では、熱心に生徒の活動の様子をご覧いただきました。板櫃中学校を卒業された方もいて、「なつかしい」と思い出を語っておられました。

参観後は、まず、板櫃中の「学校経営方針」の概要及び学校の現状説明、年間行事計画、学校評価の説明を行い、委員の皆様から質問などをいただきました。

意見交換では、

●中学生と地域とのかかわり方 ●9年間を見通した学校・地域との連携について

などの貴重な意見交換ができました。

最後に、令和6年4月に北九州市内63番目の中学校として開校する「北九州市立ひまわり中学校(※1 公立夜間中学校)」の説明を行いました。

第2回の学校運営協議会は3学期の予定です。今後も地域の支援を受けながら、よりよい板櫃中学校を創造していきたいと思ひます。

※1 公立夜間中学校とは、様々な事情により義務教育を修了できなかった人や、不登校などの事情により義務教育が十分に受けられなかった人などを対象に、夜の時間帯等に授業が行われる公立の中学校です。

(学校運営協議会 校長挨拶より)※当日は一部変更しています。

こんにちは 本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。校長 栗原でございます。板櫃中に着任して半年が過ぎました。地域や保護者の方に温かく支えていただき感謝しています。今後もご協力をお願いします。

学校運営協議会は、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組みです。

具体的には、

- (1) 板櫃中・到津小・井堀小・中井小校区の取組が、家庭や地域社会に理解されると共に、保護者や地域住民の意向を把握し、反映させる
- (2) 4校が地域に根ざし、より一層、発展するために協力・支援を得ることを目的としています。

今後とも学校として、いろいろな機会を通じて、学校の取組や課題を伝えていきたいと思ひます。本日はよろしくお願ひいたします。

北九州市では、これまでも学校評議員制度の導入や、スクールヘルパーの仕組みなどによって、学校教育への多くの市民の協力を得てきました。

一方、国では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定されている学校運営協議会(以下「国型CS」という。)の設置を平成29年度から努力義務にするなど、この仕組みの全国への普及を行っています。

このような状況を踏まえ、本市でも、令和元年度から、国の仕組みを一部変更した「北九州市型コミュニティ・スクール」(以下「市型CS」という。)を一部の学校で導入し、検証を行うとともに、実施校の拡大を図ってきました。これまでの市型CSの状況や国型CSの利点などを踏まえて、本市でも令和3年度から国型CSを導入することとしました。